

総務省「AIネットワーク社会推進会議」（第20回）
AIガバナンス検討会（第16回）
合同会議

EUのAI規則案の概要と、 欧州での反応について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・ニューヨーク州弁護士

大阪大学招聘教授（同大学社会技術共創研究センター）

三部 裕幸



はじめに

• これまでの経緯

- 2021年4月21日、EUのAI規則案が公表された。
- 規則案についてパブリックコンサルテーションが実施された。
 - 欧州内外各所からいろいろな意見が出された
- 大勢は、規則案そのものは受け入れるという姿勢のようである。
- 規則案の内容についての主な指摘として、次のものがある。
 - 運用上の問題点・やりにくさ
 - 矛盾に突き当たる点があり得る
 - 産業支援的な視点が弱い・具体的でない
- そのような状況の中、EU理事会から、立法プロセスの一環として、各加盟国に意見を求めることとなった
 - 第1案が昨年11月29日発信された（適用範囲、定義、許容できないAI・ハイリスクAIの範囲について）。
 - そこでは、文言の一部修正が行われているが、枠組みのドラステックな変更などの提案はない。
 - その取りまとめは、近い時期に行われる予定である。

はじめに

• 私が行った調査と本発表について

- 本推進会議事務局から諸外国におけるAI規制の動向に関する調査研究の委託を受け、前ページの経緯を含めて調査を実施した。
- 今回、その中間報告のご依頼を受けたので、各国・各所の反応は別の機会にするとして、AI規則案（原案）の概要と、EU内のいくつかの主要な法律事務所及び世界的企業であるSAPから聴取した内容を報告する。
- なお、紙幅・発表時間の関係上、ヒアリング先の見解は、私にて適宜要約し、またAI規則案の和訳についてはわかりやすい表現に直した箇所がある。

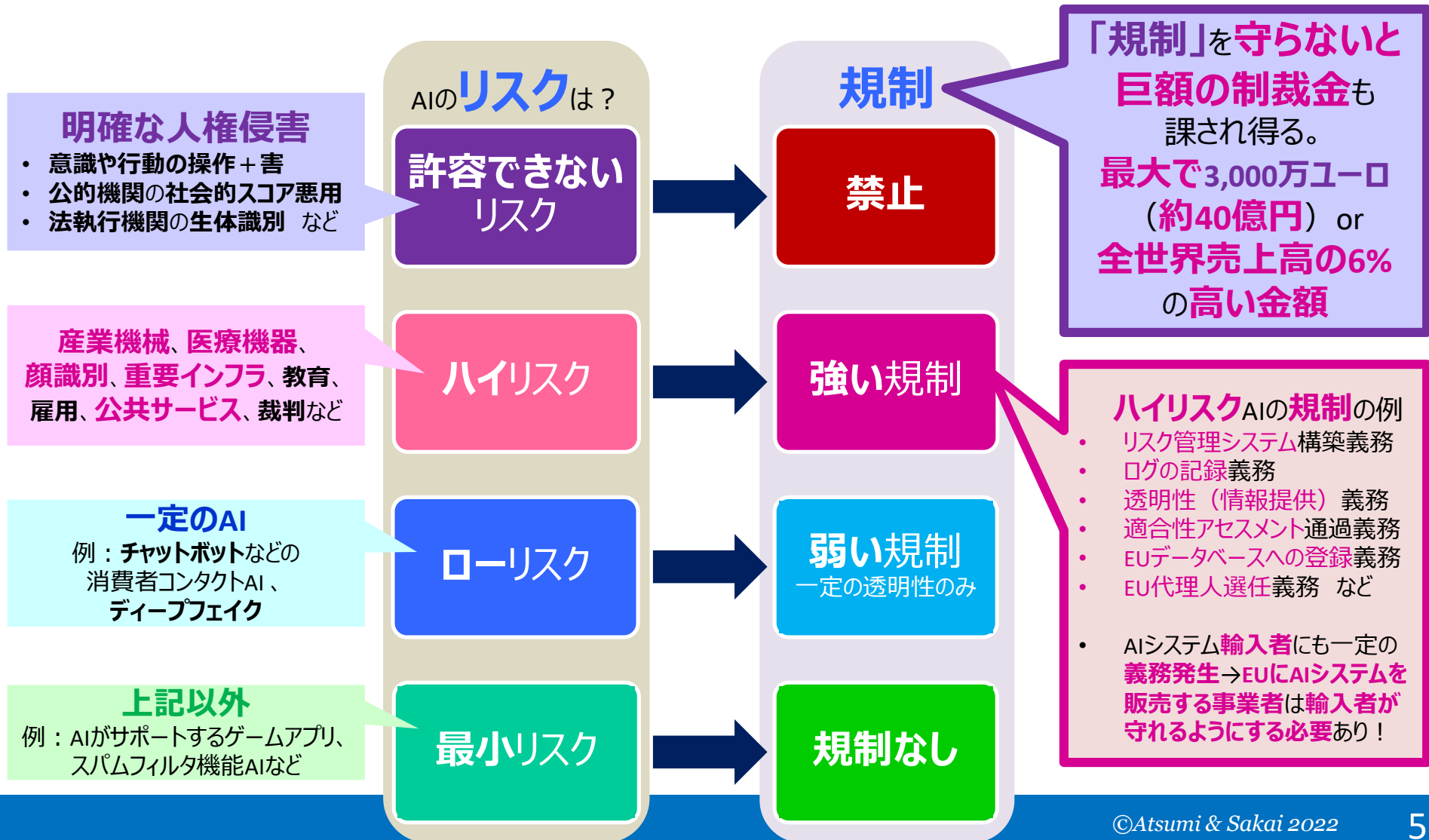
The background features a complex, abstract pattern of glowing blue lines that resemble fiber optic cables or neural network connections. These lines are set against a dark blue gradient background, creating a sense of depth and movement. The lines vary in thickness and brightness, some appearing as sharp, bright streaks while others are more diffuse and ethereal.

1.

AI規則案の概要

リスクベースアプローチ

- リスクに応じて、適用される**法規制の内容が異なる**



対象となる「AIシステム」

- **定義（3条1項）**：次の二つの要件を満たすもの
 1. **Annex Iに記載された技術及びアプローチ**のもって開発されたソフトウェア
 - Annex Iには、「機械学習によるアプローチ」、「推論及び演繹エンジン.....を含む論理及び知識ベースアプローチ」、「統計的アプローチ」など複数のアプローチが記載
 2. **人間が定めた一定の一連の目的**のために、当該ソフトウェアが作用する環境に影響を与える**コンテンツ、予測、推奨、決定などのアウトプットを生成**することができるもの

許容できないリスクのあるAI

• 類型（5条1項）

- 精神的・身体的な害を生じさせる形態で対象者の行動に著しく干渉するため、対象者の意識を超えた**サブリミナルな手法**を展開するAIシステム
- 精神的・身体的な害を生じさせる形態で当該グループに関する人の行動に著しく干渉するため、その年齢、身体的障害又は精神的障害によるある特定のグループの人の**脆弱性を利用**するAIシステム
- 一定の害をなし又は不利な取扱いを招く**ソーシャルスコア**により、自然人の社会的行動・個人的特性・人格特性に基づいて、一定の期間にわたって自然人の信頼性を評価・分類するために、**公的機関が用いる**AIシステム
- **法執行を目的**とした**公にアクセスできる場所**での「リアルタイム」**遠隔生体識別**システム（**例外を除く**）

➡ **禁止**

ハイリスクAI

• 類型（6条1項・2項）：次のいずれか

– Annex II型（安全型）：

次の二つの要件を満たすもの

- Annex IIに記載の法令の対象となる製品のセーフティコンポーネントとしての使用が意図されている、又はそれ自体が当該法令の対象となる
- 同法令によって第三者による適合性評価が必要となる

– Annex III型（列挙型）：

次のAIシステム

（※サブカテゴリに該当するものに限られるが、サブカテゴリは省略）

- 自然人の**生体識別・分類**
- **重要なインフラの管理・運営**
- **教育・職業訓練**
- **雇用、労働者管理、及び自営業へのアクセス**
- **重要な民間・公共のサービス及び給付へのアクセス及び享受**
- **法執行**

 **規制がかかる**

Annex II型・III型の場合



• ハイリスクAIシステムの要件 (第III編第2章)

- リスクマネジメントシステム
- データとデータガバナンス
- 技術文書の要件
- 記録の保持
- 透明性
- 人間による監視
- 精度、頑健性及びサイバーセキュリティ

• 提供者等の義務 (第III編第3章)

- 品質管理システム
- 適合性評価を受ける義務
- 自動生成ログの維持義務
- 是正措置・情報提供義務
- EU代理人選任義務 など
- 販売者、輸入者、利用者その他の第三者にも一定の義務がかかる

その他の規定の例

- **ハイリスクAI**に関する、
 - **認定機関・適合性評価団体など**についての規定
 - **規格、適合性評価、証明書、登録**についての規定
- 一定のAIシステムの**透明性**
 - 例：自然人と対話することを意図されたAIシステムの場合、自然人にAIシステムと対話していることを知らせる
- **イノベーション支援対策**
 - AIの規制の**サンドボックス制度**と**データの取扱い**
 - 小規模提供者等に、**サンドボックスへの優先アクセス**
 - 具体的な**意識向上活動**
 - 小規模提供者等の問合せに応じる**専用チャネル**の設置 など

その他の規定の例

- (EUとしての) **ガバナンス**
- **AIデータベース**
- **市販後の監視、情報共有、市場監視**
- (特にハイリスクでないAIの提供者等の) **行動規範**
- **秘密保持及び制裁**

域外適用：日本の事業者にも適用される

- 大まかに言えば、**EU所在の者をターゲットにAIシステム・サービスを提供**すれば、AI規則案が**適用される**
 - 詳細はAI規則案2条1項(a)



EU所在の者をターゲットに
AIシステム・サービスを提供すれば、
AI規則案が適用される



- AIの**アウトプットのみ**がEUに提供される場合にも**適用される**（同項(c)、前文11項）。例えば
 - ① **ハイリスクAI**がEU域内の**自然人に影響する**場合であって、
 - ② その**AIシステムの活動に関連して**、EU域内の事業者が、EU域外の事業者との間で、**一定のサービス契約**をするとき

2.

欧州での反応

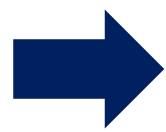
——ヒアリング先の見解と
その他の反応

ヒアリング先 (例)



AI規則案の目的・背景

・ イノベーションと人権・安全・EUの価値の両立



事業者サイドも規則案の制定自体には同意しているとみられる

・ ヒアリング先におけるAI規則案全体に対する見解

- SAP
 - ・ 人権の尊重・保護（人間中心のアプローチ）とともに、
 - ・ 欧州の競争力の強化が重要として作られたと認識している
- Bristows
 - ・ イノベーション及びAIへの投資の奨励の機能を果たし、
 - ・ AIがEU市民の安全性や基本権に悪影響を及ぼさないことが重要だと考える
- Taylor Wessing
 - ・ 人々の健康・安全・基本権に及ぼす主要な影響から人々を守ることと、
 - ・ 国際競争の中でテクノロジーのチャンスを損なわないことのバランスをとろうとしたものと理解する
- Portolano Cavallo
 - ・ EUにおける信頼できてセキュアなAIの発展と、
 - ・ EU市民の価値・基本権・安全を守ろうとする内容だと認識している

「AIシステム」の定義に対する反応

- **修正が必要との意見**（ヒアリング先がそう考えるのみならず、パブリックコンサルテーションでも多く寄せられている）
 - 「統計的アプローチ」も含まれてしまう点は問題だ（SAP）
 - ソフトウェアのほとんどが含まれてしまいかねない（Bristows）
 - ソフトウェアのほとんどが含まれてしまうとの指摘がビジネスサイドから上がっている（Taylor Wessing）
 - 「統計的アプローチ」や「推論及び演繹エンジン」という文言の問題
 - 技術的に中立でない（パブリックコンサルテーションでの意見の例）
 - 広義と狭義の間での妥協がよい（Portolano Cavallo）

許容できないリスクのあるAIに関しての ヒアリング先の見解

- SAP

- **全面禁止AIの範囲は狭められる**と予測する。
- ただし、**あるAIが全面禁止**となれば、**EU市場はこれに従う**だろう。
- **遠隔生体識別とソーシャルスコア**では**結論は異なり得る**。

- Portolano Cavallo

- 全面禁止AIの範囲は、**予測可能性の確保**のため、規範的に**狭く定められた**と考えられるが、**事業体には負担**になり得る。

許容できないリスクのあるAIに関しての ヒアリング先の見解

- Tailor Wessing

- 「サブミナル」「脆弱性を利用」類型

- 「**行動を操作**」+「**害を生じさせる**」では**広すぎる**ため不当な意図など追加の要件が必要であると、ドイツ連邦参議院が連邦政府に要請している。

- 「公的機関」の「ソーシャルスコア」類型

- この類型のAIの禁止は、**基本的な自由・プライバシーを守る**上で**重要な一歩**だ。

- 「法執行目的のリアルタイム生体識別」類型

- **例外**（目的がテロ攻撃の脅威の防止の場合など）が定められている。これは、**各加盟国における優先される価値を守る**ための、（人権とは）**異なった優先順位に基づくもの**である

許容できないリスクのあるAIに関しての ヒアリング先の見解

• Bristows

– 「サブミナル」「脆弱性を利用」類型

- 実務上・学問上問題になっているとは認識していない。
規制の必要性が不明であり、**適用の場面はないだろう。**

– 「公的機関」の「ソーシャルスコア」類型

- 一面で広く（適切な利用を阻害）、他面で狭く（不当な利用を捉えきれない）、**有効に機能しない。**

– 「法執行目的のリアルタイム生体識別」類型

- **次のものが禁止されていないとの指摘**がある。
 - 権威主義的体制の第三国にAIシステムを売ること
 - 遡っての生体識別（ハイリスクAIにしかない）
 - 法執行目的ではない民間での生体識別
（人権団体などが禁止すべきとの意見を述べているとのこと）

ハイリスクAIに関するヒアリング先の見解

賛否両論

– SAP

- Annex IIIの「**重要なインフラの管理及び運営**」は**広すぎる**。
- 影響を受ける**セクターや運営領域ごとに**、リスクと無関係な商業・行政を除いた**完全なハイリスクAIリストを作るべきだ**。

– Bristows

- AI白書への批判を受けて、**ハイリスクAIの範囲は限定された**。
- ただ、ハイリスクAIに該当しないAIのマルチタスクが、結果的にハイリスクと同等のリスクを生じさせることがあり得る（**ループホール**）。
- **技術的要件の明確化**が必要だ。そうでないと、ハイリスクAIシステムの要件（第III編第2章）をどう遵守すればよいかわからない。

ハイリスクAIに関するヒアリング先の見解

賛否両論

– Tailor Wessing

- **ハイリスクAIの範囲が広い。**
 - AIシステムの定義が広いことと合わせると、Annex IIIの分野に該当する限りは、マイナーな検索・ソートアルゴリズムでもハイリスクAIになってしまう。
- **企業にわかりやすくするため、AIのカテゴリーとユースケース、解釈の手引きを規則案に明示すべきだ。**

– Portolano Cavallo

- **ハイリスクAIの定義・義務が大きく変わることは予想されない。**今後のAIの変化には、**基準・評価システムを柔軟に適用して対処**するであろう。
- **ただ、責任や保険を考えると、明確な基準が望まれる。**

中小企業へのサポートに関しての ヒアリング先の見解

- 一定の規定はある。一方で、**不十分との見解も**
 - Portolano Cavallo
 - 確かに中小企業による遵守は困難なので、**イノベーション支援が規定されている。**
 - Bristows
 - 中小企業やスタートアップへのインパクトが適切に考えられているとは言えず、**AI開発のインセンティブを殺ぐ**ことになると思われる。

中小企業へのサポートに関しての ヒアリング先の見解

- 一定の規定はある。一方で、**不十分との見解も**

- Taylor Wessing

- Bundesverband Deutsche Startups e.V.（ドイツのスタートアップ協会。BVDS）は、AI規則案を**ポジティブに捉えている**。
- BVDSは、特に**規制のサンドボックスを好意的に捉えている**。
 - 「実世界での実験」により、成功裏に、信頼ある形でAIを開発できる。
 - 管理しやすい時間軸・コストでビジネスモデルを作り上げることができる。
 - データセットへのアクセスも容易になる。
 - 資金提供者のリスクマネジメントにも資する。
- なお、欧州のスタートアップ協会の一つ**France Digitale**は、AI規則案のスタートアップへの**不利な影響**の方を注視している。

- SAP

- 中小企業へのサポートの規定は**曖昧過ぎる**。修正が必要だ。
- **EUや加盟国の業界団体のサポートが必要**と見込まれる。

3.

補足

—— 施行のタイミング

施行のスケジュール

- **欧州委員会**は、**以下のスケジュール**を目指している
 - 規則が**効力を生じる時期**は**2022年後半**となり得る。
 - その後、（事業者向け施行のための）**移行期**に入る。
 - そこで具体的な基準などが作られる。
 - **事業者向け完全施行**の時期は、**最速で2024年後半**となる。
 - その段階で、（事業者向けの）基準が整備される。
 - また、基準に適合するための初の評価が行われる。

（出典） <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai> の
Next steps欄

現状では

- **代替案の議論が行われている最中**
 - EU理事会主導でスロベニアが昨年11月提示した**代替案**が本年1月に**加盟国で協議**され、最終案をフランスが提示見込み
 - ただし、1～7条に限られる
- **さらに**
 - **ドイツ連邦参議院・連邦政府**や、**イタリア代議院**（下院）が検討を行っている（Taylor Wessing、Portolano Cavallo）
 - **EU経済社会評議会**の意見も公表された
- **ヒアリング先**としては
 - 欧州委員会が**当初想定の実行時期よりは遅れるとの見方が多い**（SAP、Taylor Wessing、Portolano Cavallo）
 - ただ、**想定は不可能ではないとの見方も**（Bristows。ただし、十分な準備は必要とも述べている）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士
(第二東京弁護士会所属)

大阪大学招聘教授 (社会技術共創研究センター)

三部 裕幸

電話 (直通) : 03-5501-2276

Email: hiroyuki.sanbe@aplaw.jp

本資料、及び本資料を用いて弊職が述べた事項は、弊職が所属する法律事務所、又は弊職や当該法律事務所が所属・活動する団体等における見解を述べたものではありません。

Eightでの名刺交換用QRコード

